

大分市マンション管理組合等に係る登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存するマンションの管理状況等を把握し、及びその管理の適正化に必要な情報提供、維持管理の必要性についての啓発等を行うことにより、管理組合等の自主的なマンション管理の適正化を推進することを目的として実施する大分市マンション管理組合等に係る登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションであって、市内に存するものをいう。
- (2) 管理組合等 法第2条第3号に規定する管理組合（以下「管理組合」という。）、同条第4号に規定する管理者等（以下「管理者等」という。）、同条第8号に規定するマンション管理業者、管理組合又は管理者等が存在しないマンションにおける区分所有者その他マンションの管理業務を行うものをいう。
- (3) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (4) 管理規約等 区分所有法第30条第1項及び第2項に規定する規約（以下「規

約」という。)並びに規約に基づき定める細則等をいう。

(5) 長期修繕計画 マンションの共用部分に係る経年劣化等に対応するための長期にわたる修繕の計画並びにその実施に係る経費の積算及び資金計画をいう。

(6) 専門家 法第2条第5号に規定するマンション管理士その他のマンションを管理する上で必要な知識を有する資格者をいう。

(情報の提供等)

第3条 市長は、第5条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を行った管理組合等に対し、マンションの適正な管理を促進するために必要があると認めるときは、管理状況等に応じた情報提供（専門家から提供された情報を含む。）、助言及び支援を行うものとする。

2 市長は、登録を行った管理組合等に対し、登録簿の情報を利用して情報提供、アンケート調査等のマンションに係る施策を行うときは、これを第三者に委託又は依頼することができる。

3 市長は、登録を行ったマンションの名称及び所在地を大分市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(登録届出)

第4条 登録の届出をしようとする管理組合等は、大分市マンション管理組合等登録届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、管理組合等に対し、前項の規定による届出の内容を確認するために必要な書類の提出、閲覧等を求めることができる。

(管理組合等の情報の登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、大分市マンション管理組合等登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、必要な事項を登録するものとする。

2 市長は、登録を行ったときは、その旨を大分市マンション管理組合等登録通知書（様式第2号）により、当該管理組合等に対して通知するものとする。

(登録情報の変更等)

第6条 管理組合等は、第4条第1項の規定による届出の内容に変更が生じたとき、建物が滅失したときその他市長が必要と認めるときは、速やかに大分市マンション管理組合等登録変更等届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録簿について、当該届出に係る部分の登録変更等をするものとする。

3 市長は、前項の規定による登録変更等を行ったときは、その旨を大分市マンション管理組合等登録変更等通知書（様式第4号）により、当該管理組合等に対して通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月19日から施行する。